

「シンガポール市場における動画を活用したドライブ旅行の魅力発信事業」
仕様書

1. 事業件名

「シンガポール市場における動画を活用したドライブ旅行の魅力発信事業」

2. 事業目的

縦三県(埼玉県・群馬県・新潟県)は平成 29 年度よりシンガポール市場をターゲットに現地プロモーションを連携して実施してきた。コロナ禍においても旅行意欲の維持・向上を図るため、東京を起点として埼玉県・群馬県・新潟県を結ぶ観光ルート「Northward Golden Route」をドライブで旅行する魅力を発信し、各県を巡るドライブ旅行の認知度向上を目的とした事業を実施する。

3. ターゲット

シンガポール市場の中間所得層以上の訪日 FIT リピーターのうち、主に家族旅行層または 20 代～30 代のカップル層をターゲットとする。

4. 実施期間

契約締結日から令和 4 年 2 月 28 日(月)

5. 事業概要

- (1)ターゲットの嗜好を踏まえた動画コンテンツ制作業務
- (2)動画広告配信業務
- (3)上記に基づく効果測定及び報告業務

6. 事業内容

- (1)ターゲットの嗜好を踏まえた動画コンテンツ制作業務
 - ・シンガポール市場の家族層または 20 代～30 代のカップル層に対して、ドライブ旅行の魅力を伝える動画コンテンツ(以下、「動画」という。)を 1 本制作すること。
 - ・撮影した動画素材を活用し、各県が情報発信で活用可能な県別動画を 1 本ずつ制作すること。
 - ・制作する動画は本編 1 本、県別動画 3 本の計 4 本とする。
 - ・制作する動画は実際の旅行行程を想起させる構成・内容とし、ファーストインプレッションによる認知・関心喚起よりも、訪日関心層に対する関心喚起と併せて、情報収集に資するような実際の旅行行動を想起できる内容とすること。
 - ・動画にはターゲット層を意識したモデルを手配し出演させること。
 - ・動画の長さについて、本編動画は 7 分から 15 分程度とし、県別動画は 3～5 分程度とする。
 - ・提案書作成においては、ターゲット層、動画で紹介する各県の観光資源、動画出演候補者に関する情報、動画制作のための絵コンテなど、よりよい動画を制作する上でポイントとなる項目を具体的に明記すること。

- ・言語は英語とする。
- ・外国人目線で魅力ある動画を作成するため、事業実施体制には外国人を含めること。
- ・提案書作成においては、当該外国人の本事業における役割、これまで動画制作に携わった実績も詳細に記載すること。
- ・受託事業者としての動画制作実績も視聴可能な URL などとともに明記すること。
- ・取材・撮影に係る手配は受託者の責任において行うこと。
- ・これまで縦三県(埼玉県・群馬県・新潟県)で実施した以下の事業も参考にし、活用できるものがあれば活用方法について提案すること。

ア 令和 2 年度制作 ドライブルート

<https://drivejapan.co.jp/media/route/special-route-pages/northward-golden-route-distant/routes>

イ 平成 31 年度制作 Northward Golden Route 紹介ウェブページ

<https://en.japantravel.com/feature/discover-japans-northward-golden-route>

<https://iwandered.net/saitama-gunma-niigata-itinerary/>

<https://www.wildjunket.com/japan-off-the-beaten-path-traveling-the-northward-golden-route/>

ウ 平成 29 年度制作 Northward Golden Route 紹介ウェブページ

<https://thetravelintern.com/day-trips-from-tokyo-food-arts-culture/>

<https://thetravelintern.com/day-trips-from-tokyo-winter-activities/>

<https://floraisabelle.com/japan-saitama/>

<https://floraisabelle.com/saitama-gunma/>

<https://floraisabelle.com/japan-northward-golden-route-gunma-day-3/>

(2) 動画広告配信業務

- ・上記(1)で制作した動画について、ターゲット層に届けるとともに、話題性・拡散性等を確保するため、オンライン広告を配信すること。
- ・提案書作成の上は、広告配信媒体などを具体的に明記すること。
- ・動画広告配信手法は訪日関心層への的確なリーチを考慮した工夫を行うこと。
- ・縦三県連携として活用可能な媒体は以下のとおり。(TOKYO&AROUND TOKYO)

ア Youtube チャンネル

<https://www.youtube.com/watch?v=l-8uZTr3Vka>

イ ウェブサイト

<https://tokyoandaroundtokyo.com/>

- ・また以下各県のオウンドメディアや各県の Facebook を活用することも可能

ア. 埼玉県 <https://en.chocotabi-saitama.jp/@saitamajapan.en>

イ. 群馬県 <https://www.visit-gunma.jp/en/@visitgunma.En>

ウ. 新潟県 [https://enjoyniigata.com/en/
@enjoyniigata](https://enjoyniigata.com/en/@enjoyniigata)

https://www.youtube.com/channel/UCn3Icd8CgblpQ_PIS8eqT8A

- ・動画出演者の SNS での情報発信、その他メディアを活用した情報発信など、制作した動画を活用したその他のプロモーションで実施可能なものがあれば提案すること。
- ・「3. ターゲット」に示したターゲットに効果的に広告配信を行うため、想定される広告配信設定も提案書に明記すること。
- ・広告配信の目標数値を具体的に明記すること。
- ・なお目標は動画再生回数、インプレッション、リーチ、ランディングページの PV など複数の指標において提案を行うこと。
- ・広告配信時期スケジュールを策定すること。広告配信開始後は広告の配信状況を逐次報告し、分析を行った上でターゲティングの変更や絞り込み等改善策を提案し、各県と協議の上実施すること。

(3) 上記に基づく効果測定及び報告業務

- ・事業全体における目標をアウトプット、アウトカムそれぞれ設定すること。
- ・設定した目標に対する進捗状況を分析し、毎月報告を行うこと。その結果に応じて、ターゲティングの変更、絞り込み等改善策を協議の上実施すること。

7. 成果物の提出

(1) 成果物の提出

- ・事業が完了したときは、速やかに下記ア及びイを作成し提出すること。
- ・事業実施報告書兼効果測定書の作成に当たっては、事前に各県の承認を受けること。
- ・オンライン広告事業にて投稿を行った記事の内容は全て(本文、写真、動画データ等)日本語訳を行い報告内容に含めること。

ア. 事業実施報告書兼効果測定書(A4 カラー冊子):

(一社)関東観光広域連携事業推進協議会 2部
埼玉県 2部、群馬県 2部、新潟県 2部

イ. 事業実施報告書兼効果測定書電子データ(報告書を記録した電子媒体、形式は MP4):

(一社)関東観光広域連携事業推進協議会 1部
埼玉県 1部、群馬県 1部、新潟県 1部

(2) 提出期限

令和4年2月28日(月)

(3)提出先

- ア. 一般社団法人 関東観光広域連携事業推進協議会
神奈川県横浜市港北区新横浜 2 丁目13-4 神交共ビル 4 階
- イ. 埼玉県
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号 第 2 庁舎 1 階
埼玉県産業労働部観光課
- ウ. 群馬県
群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県産業経済部戦略セールス局観光魅力創出課
- エ. 新潟県
新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1
新潟県国際観光テーマ地区推進協議会事務局(新潟県観光局国際観光課内)

8. その他留意事項

- ・撮影や編集にかかる一切の経費は全て事業費に含むこと。
- ・撮影及び動画配信にかかる事前許可取得については受託者実施すること。
- ・動画サイト等へ投稿した映像等が悪用され、公序良俗に反したウェブページなどに掲載されていることを発見した際には、速やかに報告を行い対処すること。
- ・受託者は成果物が他者の所有権や著作権、肖像権を侵害しないことを補償するものとする。
- ・委託事業の開始にあたって、実施体制及びスケジュールを提示し各県の上承を得ること。
- ・本受託事業実施に係る費用は全て見積りに含めること。
- ・本県受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権、肖像権等は原則としてすべて群馬県、新潟県、埼玉県に帰属することとし、受託者は、成果物等完成後、群馬県、新潟県、埼玉県が無期限に、利用シーンを選ばず任意の媒体で紹介、配信することができるよう、必要な権利関係の一切の手続きを行うこと。
- ・本県に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任はすべて受託者が負うこと。
- ・業務実施にあたっては縦三県と連携を密にし、必要な打合せ・相談を行い、仕様書に記載のない事業及び内容の詳細については、協議により決定するものとする。

9. 監督職員

一般社団法人 関東観光広域連携事業推進協議会 事務局次長 鈴木 伸一